

平成27年度「東京都環境影響評価審議会」第7回総会 議事録

■日時 平成27年11月26日（木）午前10時00分～午後0時00分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

片谷会長、町田第一部会長、平手第二部会長、池本委員、木村委員、小堀委員、齋藤委員、坂本委員、佐々木委員、杉田委員、寺島委員、野部委員、藤倉委員、森川委員、義江委員

■議事内容

1 答申

(1) 「八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動及び景観に係る指摘事項について留意するよう努めるべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

(2) 「東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動及び景観に係る指摘事項について留意するよう努めるべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

(3) 「(仮称)南町田計画」環境影響評価調査計画書

⇒ 調査計画書における選定項目、調査手法等について、大気汚染、騒音・振動及び自然との触れ合い活動の場の項目に係る指摘事項に留意して、調査、予測及び評価すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申。

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告。

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	・(仮称)府中朝日町SC計画	平成27年11月5日
2 環境影響評価書	・(仮称)三田小山町西地区市街地再開発事業	平成27年11月5日
3 事後調査報告書	・大日本印刷市谷工場整備事業(Ⅱ期工事の施行中その2)	平成27年10月29日
	・一般国道16号横浜町田立体建設事業(工事の施行中その10)	平成27年11月11日
	・首都圏中央連絡道路(一般国道20号～埼玉県境間)建設事業(工事の完了後その2)	平成27年10月26日
	・都営桐ヶ丘団地(第4期・第5期)建替事業(工事の施行中その1)	平成27年10月27日
4 変 更 届	・(仮称)武蔵村山センター新精肉棟新築工事	平成27年10月30日
	・都営桐ヶ丘団地(第4期・第5期)建替事業	平成27年10月27日
	・新可燃ごみ処理施設整備事業	平成27年11月12日
	・株式会社 村尾組 成木工場採石拡張事業	平成27年11月18日
5 着 工 届 (事後調査計画書)	・産業廃棄物(埋設廃棄物等)処理施設建設事業	平成27年10月19日

平成27年度「東京都環境影響評価審議会」第7回総会

速 記 録

平成27年11月26日（木）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

(午前10時00分開会)

○宇山アセスメント担当課長 それでは、まだいらっしゃっていない先生がいらっしゃいますけれども、電車等が遅れているようでございますので、定刻になりましたので、これから始めさせていただきますと思います。

本日はお忙しい中、御出席をいただきまして、どうもありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。

現在、委員21名のうち、12名の御出席をいただいております。後ほど、あと3名の委員がいらっしゃる予定でございます。定足数を満たしておりますので、平成27年度第7回の総会を会長、どうぞよろしく願いいたします。

本日は傍聴の申し出がございましたので、よろしく願いいたします。

○片谷審議会会長 御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。

本日、傍聴を希望する方がお見えになっているということでございますので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第6条第3項の規定によりまして、会場の都合から、傍聴人の数を30名程度といたします。

では、傍聴の皆様を御案内してください。

(傍聴者入室)

○片谷審議会会長 傍聴の皆様方、朝早くからお疲れさまでございます。傍聴の皆様方におかれましては、傍聴を希望される案件の審議が終了した時点で、途中で退室されても結構でございますので、よろしく願いいたします。

では、ただいまから平成27年度「東京都環境影響評価審議会」第7回総会を開催いたします。

本日の会議でございますが、次第にありますように、答申3件に係る審議をまず行いまして、その後、受理報告を受けるという順番で進めてまいります。

では、答申に関する審議の1件目でございます。「八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては、第一部会に審議をお願いいたしましたので、その結果につきまして、町田第一部会長から報告をいただくことにいたします。

○町田第一部会長 町田です。よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料1をご覧くださいと思います。初めに、部会で取りまとめました答申案文を事務局から朗読してください。よろしく願いします。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、1ページの資料1を読み上げます。

平成27年11月26日

東京都環境影響評価審議会

会 長 片 谷 教 孝 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 町田 信夫

「八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙は2ページになります。

「八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、平成27年2月26日に「八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は4ページのとおりです。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、二酸化窒素については環境基準を超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全の措置についても検討すること。

【騒音・振動】

- 1 建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルは、評価の指標を満足するものの、これらの数値が高く、計画地に隣接して商業施設等があることから、建設機械の稼働に当たっては、事

前に工事工程や建設機械の配置を詳細に検討するなど、騒音・振動の低減に努めること。

- 2 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、本事業による増加分はわずかであるとしているが、現状においても環境基準を超えている地点があることから、より一層の環境保全のため措置を検討し、騒音の低減に努めること。

【景観】

壁面は意匠上の分節化により視覚的な変化をつけることや透明感や軽快さを表現としたデザインを主体として周辺景観との調和を図ることなどにより圧迫感の軽減に努めているが、圧迫感軽減の効果を分かりやすく説明すること。

4 ページが付表になります。

以上です。

- 町田第一部会長 朗読ありがとうございました。

それでは、審議の経過について御報告いたします。

本評価書案は、平成27年6月26日に当審議会に諮問されまして、第一部会に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における3回の審議を行いまして、ただいま朗読いたしましたような答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しましては、都民から2件の意見書の提出がありました。また、関係区長である中央区長及び千代田区長から意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

また、都民の意見を聴く会では、2名の方から公述がございました。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民等が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

本事業は、中央区八重洲二丁目地内に位置する約1.5haの計画地において、業務、商業、宿泊、交流、教育、バスターミナル及び駐車場等の用途を含む高層建築物等を建設するもので、対象事業の種類は「高層建築物の新築」となっております。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

まず、【大気汚染】の意見ですが、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸

化室素の最大着地濃度地点では、寄与率が高い上に環境基準も超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置について検討することを求めるものでございます。

次に、【騒音・振動】の意見ですが、建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルは、評価の指標を満足するものの、計画地に隣接して商業施設等があることから、建設機械の配置を検討するなど、騒音・振動の低減に努めることを求めるものなど、2件でございます。

最後に、【景観】の意見でございますが、計画建築物の壁面は、意匠上の分節化により視覚的な変化をつけることなどより圧迫感の軽減に努めるとしておりますけれども、その効果について分かりやすく説明することを求めるものでございます。

以上で私からの報告を終わります。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、ただいま報告をいただきました内容につきまして、何か御意見や御質問がある委員の方は御発言をお願いいたします。寺島委員、どうぞ。

○寺島委員 先週の第一部会で申し上げたらよかったのかもしれませんが、欠席してしましまして、今日申し上げるということです。

私は史跡・文化財担当でございまして、八重洲一丁目と全く同じことですが、これでは評価項目に入っていない。それはちっとも構わないのですけれども、中央区としっかりと協議して、もし遺跡が残っていればきちっと調査してほしいということと、公聴会に出席させていただきましてお話を伺っていて感じたことを申し上げたいと思います。

この場所、一丁目、二丁目双方とも日本橋から非常に近い、江戸時代に町家として中心的な場所であったわけで、現在に至るまでずっと商業の中心地として続いているわけです。そこに今回のような立派な建物を建てるか建てないかというのは、都市計画に係るものでございまして、環境についてのアセスメントでございましてから評価できないのですけれども、ただ、そういう江戸時代から長い間、商業施設の中心地であったということは、それぞれの地域で検証をしていく価値があるのではないかと。

例えば、これは私の一つの考え方にすぎないのですけれども、例えばこの土地の江戸時代以降の歴史を案内板のようなもので簡単につくって建物の一角に掲示するとか、そういうことをしても、決してその土地の履歴に恥じないような立派な掲示になるのではないかと考えております。そういうことも、もしできれば、やっていただいていたいいのではないかと感じた次第でございまして。

以上です。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。ただいまの件は、事務局、どうされますか。

○佐藤アセスメント担当課長 まず1点目の史跡・文化財の件ですが、今回項目に入っていないが、当然地下等を掘りますので、何かあった場合には必ず中央区と協議するように事業者申し伝えます。

2点目ですが、今、寺島委員がおっしゃいました歴史の案内、そういうものを掲示するというものにつきましては、多分中央区等の考えもあると思いますので、事業者と中央区等とで検討していただくように申し伝えます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。この案件につきましては、アセスで条例上取り扱う内容以外にも幾つか対応が必要と思われる点があって、部会の中でもそういう話が幾つか出ました。事務局から関係部署もしくは事業者はその指摘を伝えていただくという扱いになっている点が幾つかありまして、例えばこの計画地周辺に今小学校がありますので、その問題についての住民への十分な説明と合意形成ということもありますし、それから別紙、2ページの案ですと、「関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべき」という表現の中に含まれているのですけれども、情報の可視化のようなことをして、住民がより見やすくするということが事業者に伝えていただくようなことになっておりますということを補足させていただきたいと思います。

ほかに何か御質問や御意見はありますか。よろしいですか。

では、特にほかに御発言がないようでございますので、ただいまの部会長から報告いただきました内容をもって審議会の答申とさせていただきたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

(首肯する委員あり)

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、そのようにさせていただきますので、事務局から答申書のかがみを配付してください。

(「かがみ」を配付)

○片谷審議会会長 では、答申書を読み上げていただけますでしょうか。

○佐藤アセスメント担当課長 では、読み上げます。

平成27年11月26日

東京都知事

舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 片谷 教孝

「八重洲二丁目北地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について（答申）

平成27年6月26日付27環総政第293号（諮問第446号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙は、先ほど読み上げたとおりです。

以上です。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、今、朗読していただきましたとおり、知事に答申することいたします。先ほども申し上げましたけれども、こういう都心部の案件で、寺島委員が御指摘にあったように、史跡・文化財等が残っている可能性もあるような場所ですので、この答申にとどまらずに、いろいろ事業者には十分な配慮をしていただくような必要性があるということを補足として発言して、議事録に残しておいていただきたいと思います。寺島委員、よろしゅうございますか。

○寺島委員 はい。

○片谷審議会会長 では、答申はこのようにさせていただきます。ありがとうございます。

では、2番目の案件でございます。隣接しておりますけれども、「東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。この案件につきましても、第一部会に審議をお願いいたしました。その結果につきまして、町田第一部会長から報告をしていただくことにいたします。

○町田第一部会長 それでは、報告をさせていただきます。資料2をご覧いただきたいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案文を事務局から朗読してください。お願いします。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、5ページ、資料2を読み上げさせていただきます。

平成27年11月26日

東京都環境影響評価審議会

会 長 片 谷 教 孝 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 町田 信夫

「東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙は6ページになります。

「東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、平成27年6月26日に「東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表は8ページのとおりです。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、二酸化窒素については環境基準を超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置についても検討すること。

【騒音・振動】

- 1 建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルは、評価の指標を満足するものの、これらの数値

が高く、計画地に隣接して商業施設等があることから、建設機械の稼働に当たっては、事前に工事工程や建設機械の配置を詳細に検討するなど、騒音・振動の低減に努めること。

- 2 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、本事業による増加分はわずかであるとしているが、現状においても環境基準を超えている地点があることから、より一層の環境保全のための措置を検討し、騒音の低減に努めること。

【景観】

壁面は意匠上の分節化により視覚的な変化をつけることや透明感や軽快さを表現としたデザインを主体として周辺景観との調和を図ることなどにより圧迫感の軽減に努めているが、圧迫感軽減の効果を分かりやすく説明すること。

8ページが付表になります。

以上です。

○町田第一部会長 ありがとうございます。それでは、審議の経過について御報告いたします。

本評価書案は、平成27年6月26日に当審議会に諮問され、第一部会に付託されました。それ以降、現地調査及び部会における3回の審議を行い、ただいま朗読いたしましたような答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しましては、都民から3件の意見書の提出がありました。また、関係区長である中央区長及び千代田区長から意見が提出されております。この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

また、都民の意見を聴く会では、2名の方から公述がございました。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価はおおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民等が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

本事業は、中央区八重洲一丁目地内に位置する約1.4haの計画地において、業務、商業、カンファレンス、医療施設、住宅、宿泊、バスターミナル及び駐車場等の用途を含む高層建築物等を建設するもので、対象事業の種類は「高層建築物の新築」となっております。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

まず、【大気汚染】の意見ですが、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、二酸化窒素の最大着地濃度地点では、寄与率が高い上に環境基準も超えていることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のための措置について検討することを求めるものでございます。

次に、【騒音・振動】の意見ですが、建設機械の稼働に伴う騒音・振動レベルは、評価の指標を満足するものの、計画地に隣接して商業施設等があることから、建設機械の配置を検討するなど、騒音・振動の低減に努めることを求めるものなど、2件でございます。

最後に、【景観】の意見ですが、計画建築物の壁面は、意匠上の分節化により視覚的な変化をつけることなどにより圧迫感の軽減に努めるとしておりますけれども、その効果について分かりやすく説明することを求めるものでございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、ただいま報告をしていただきました内容につきまして、御質問や御意見を承りますので、御質問や御意見のある方は御発言をお願いいたします。

第二部会御所属の方は初めてご覧になる方もいらっしゃるわけですがけれども、見ていただければお分かりのように、資料の文言はほとんど一緒でございます。これは隣接する土地であって、事業の種類も同じ、規模もかなり近いということで、それから担当されているアセスメント図書をつくられているコンサルタント会社も共通ですので、同じような図書が出てきていることからそうなったということございまして、これは決して手を抜いているわけではございませんで、同じような事業で同じ地理的な条件であれば、同じ意見が出るのは当然のことであると御理解いただきたいと思います。

当然ながら、先ほど申し上げました、このアセスメントの条例上の枠以外の問題点も同じようにありますので、小学校はございませんけれども、ほかの点については全く共通でございますので、寺島委員は発言をなさいませんが、おそらく全く共通だからということでおっしゃらないということだと思いますので、先ほどの寺島委員の御発言はこちらの案件についても共通の扱いで、事務局から事業者に十分伝えていただくということをお願いしたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。池本委員、どうぞ。

○池本委員 これは本件に関しての話ではないのですがけれども、今、環境アセスメントの世界というか、業界の中では、やはり複合影響という話が話題として大きくなってきておりま

すので、現在のこの枠組みの中では事業ごとでアセスをして評価をしていくという形でいいとは思いますが、今後の課題として、複合影響に対してこのように隣接している事業の扱いをどのように検討していくかというのは残しておいたほうがいいのかと考えております。

以上です。

○片谷審議会会長 今の御指摘について、何か今日の時点で事務局から返答されることがありましたらお願いします。

○佐藤アセスメント担当課長 近接したこういう事業につきまして、毎度、複合影響についてという御意見が出ていますので、事業者が違うということでアセス図書などで一緒にすることがなかなか難しいというのはあるのですが、今回につきましては、当然地域が工事が重なる場合に、協議会等を立ち上げて、その中で道路交通等については十分検討いたしますので、その辺の情報を共有しながら、評価書には難しいとしましても、事後調査等についてはその辺の情報をちゃんと盛り込んだ形で環境影響評価ができるかなということを事業者に伝えたいと思います。

○片谷審議会会長 これはアセスメントという制度の将来に向けた大きな課題であるわけで、当然ながら複合影響を考慮することによって事業者の負担が大幅に増えるということは避けなければいけないわけですが、一方で、同時並行的に動く隣接地での事業であれば、何らかの形で両方を合わせた影響というのを反映させるようなことは今後考えていかなければならないことだと思いますので、次の条例や技術指針を見直すタイミングではやはり検討が必要な事項だろうと私も思っております。

何かほかに御意見、御質問がありましたら。木村委員、お願いいたします。

○木村委員 少し長期的な視点でアセスメントの考え方をどうするかという話が出たので、1つ私の以前からの思いみたいなものを話したいと思います。

今日の案件でも、緑をうまく使って景観を保つ、圧迫感を抑えるという手法がかなりこの案件に限らず広がっていると思うのですが、こういう緑の配置は、暑熱環境、極端に言えばヒートアイランド現象の緩和にもつながるわけで、アセスの中で熱環境の問題についても実は評価したほうが望ましいのではないかと考えています。

そういうことになれば、この壁面緑化というのをさらに推進されることになりまして、長い目で見れば、首都圏全体の温度を、若干でしようけれども、下げることが可能なのかなと。そういうことで熱中症を一人でも減らすことができればいいのではないかと考えています。

以上です。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。これも今の制度には含まれていない部分ですが、今後の課題には十分なるものだと思いますので、事務局でも何らかの形で記録にとどめていただいて、おそらくまた何年か先には条例や技術指針の見直しということが出てくるときがあると思いますので、そのときに検討事項に必ず含まれるような形で、そのときは当然御担当は変わられていると思いますけれども、記録にはしっかり残していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかはいかがでしょう。よろしゅうございますか。

それでは、ほかに御発言がないようでございますので、ただいま町田第一部会長から御報告いただきました内容をもちまして、この審議会の答申とさせていただきたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。

(首肯する委員あり)

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、そのようにさせていただきます。事務局から答申書のかがみを配付してください。

(「かがみ」を配付)

○片谷審議会会長 では、答申書を事務局から読み上げていただけますでしょうか。

○佐藤アセスメント担当課長 それでは、読み上げます。

27東環審第24号

平成27年11月26日

東京都知事

舛添 要一 殿

東京都環境影響評価審議会

会長 片谷 教孝

「東京駅前八重洲一丁目東地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案について(答申)

平成27年6月26日付27環総政第294号(諮問第447号)で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙は、先ほど読み上げたとおりです。

以上です。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、ただいま事務局に朗読していただきましたとおり、知事に答申することいたします。

なお、先ほどの案件で申しあげましたように、この答申案文に書かれていること以外にもいろいろと事業者に対する要望事項がありますので、それは事務局から直接伝えていただくという扱いとさせていただいていることは、つけ足して申しあげておきたいと思います。

では、次に3件目でございますけれども、「(仮称)南町田計画」環境影響評価調査計画書の答申に係る審議を行います。この案件につきましても、第一部会で審議をしていただきました。その結果につきまして、町田第一部会長から報告をしていただくことにいたします。

○町田第一部会長 それでは、報告をさせていただきます。まず、資料3をご覧くださいと思います。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の9ページ、資料3を読み上げさせていただきます。

平成27年11月26日

東京都環境影響評価審議会

会 長 片 谷 教 孝 殿

東京都環境影響評価審議会

第一部会長 町田 信夫

「(仮称)南町田計画」環境影響評価調査計画書について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙は10ページでございます。

「(仮称)南町田計画」に係る環境影響評価調査計画書について

第1 審議経過

本審議会では、平成27年9月24日に「(仮称)南町田計画」に係る環境影響評価調査計画

書について諮問されて以降、部会における審議を行い、都民及び周知地域市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表はお隣の11ページにあります。

第2 審議結果

【大気汚染、騒音・振動共通】

本事業では、駐車場計画台数は約2,540台と既存施設の駐車台数の約2倍に増加し、来店車両等の増加に伴う、大気汚染及び騒音・振動など生活環境への影響が予想されることから、予測条件である駐車場利用車両及び将来交通量などの算定根拠を明らかにした上で、予測・評価すること。

【自然との触れ合い活動の場】

計画地中央街区西側と鶴間公園との間の道路は廃道となり、工事の完了後には計画施設と鶴間公園は直接往来が可能となる計画であることから、工事の完了後における自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度について予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域市長の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

以上でございます。

○町田第一部長 ありがとうございました。それでは、審議の経過について御報告いたします。

本調査計画書は、平成27年9月24日に当審議会に諮問されまして、第一部に付託されました。

本事業は、町田市鶴間三丁目に位置する約9.1haの敷地において、「グランベリーモール」商業施設のリニューアルに伴う自動車駐車場の増設を行うものであり、対象事業の種類は「自動車駐車場の変更」でございます。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

初めに、【大気汚染、騒音・振動共通】の意見でございます。来店車両等の増加に伴いまして、生活環境への影響が予想されることから、予測条件である駐車場利用車両及び将来交通量などの算定根拠を明らかにした上で、予測・評価することを求めるものでございます。

次に、【自然との触れ合い活動の場】の意見でございます。工事の完了後には計画施設と鶴間公園は直接往来が可能となる計画であることから、工事の完了後における自然との触れ合い活動の場の持つ機能の変化の程度について予測・評価することを求めるものでございます。

本調査計画書に対しましては、都民から8件の意見書の提出がございました。また、周知地域市長である町田市長から意見が提出されております。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、ここに指摘する事項に留意して評価書案を作成するよう求める次第でございます。

以上で、私からの報告を終わります。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、ただいま報告をいただきました内容につきまして、御質問や御意見を承ります。いかがでしょうか。計画書の段階ですので、これから調査や予測・評価がなされるわけでございますので、もし何か必要と思われることがありましたら、今日の時点で御発言いただければ、何らかの形で反映させることは可能でございます。

池本委員、どうぞ。

○池本委員 質問なのですが、このような自動車駐車場の増設の事業の場合に、今回、商業施設のほうの整備をする部分も多いと思うのですが、そのような範囲というのは同じように扱っていくという考え方なのか、または、自動車駐車場がメインなので付帯設備的な扱いになっていくのか、そのあたりはどのように扱われるものなのでしょうか。

○宇山アセスメント担当課長 条例の規定上は自動車駐車場の増設ということになるので、メインは自動車駐車場なのですが、併せてというか、メインはやはり商業施設のほうなので、事実上は評価書のほうには商業施設の建設と駐車場の増設ということで、全て合わせた評価書案をつくることになってございます。

○池本委員 ありがとうございます。

○片谷審議会会長 では、ほかはいかがでしょう。

今のお話にも若干関係するのですが、この青い計画書を開いていただいて、第一部会の方は審議をさせていただいているのですが、細かく見るのは初めての方もいらっしゃる

やるかと思しますので、4ページに空中写真があるのですが、その赤枠が対象地域で、実はすぐ隣に緑に覆われた公園があって、そこにはかなり動植物があるという状況ですので、条例上の規定からいけば、この公園は全く事業対象地域ではありませんから、関係ないということになってしまうのですけれども、やはりこれだけ隣接していて、しかもこの意見の中にありますように、ちょうどこの境界を通る、現在は道路があるのですが、その道路は今度なくなって、歩いてこの対象地域からこの公園に直接出入りできるようになるという計画になっておりますので、やはりこういう隣の公園への影響などは重要なポイントになり得るということなので、これは部会でも小堀委員からも御意見があって、そういう配慮も必要であるということも事業者伝えていただいているということも補足として申し上げておきたいと思っております。

どうしても駐車場という事業種別なので、車のことだけということに理解されてしまいがちなのですが、環境配慮というのは条例で定められた項目だけをすればいいということではないということをぜひ事業者にも認識していただいて、できるだけ幅広い環境配慮をしていただくという趣旨であるということをございます。

何か御質問や御意見はございませんでしょうか。

では、特に新たな御発言はございませんので、今、御報告いただいたとおり、審議会の答申とさせていただきますと存じますが、よろしゅうございますか。

(首肯する委員あり)

○片谷審議会会長 ありがとうございます。では、御異議がありませんので、そのようにさせていただきます。

答申書のかがみを事務局から配付してください。

(「かがみ」を配付)

○片谷審議会会長 では、事務局から答申書を読み上げていただけますでしょうか。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、読み上げさせていただきます。

27東環審第25号

平成27年11月26日

東京都知事

舛添 要一 殿

「（仮称）南町田計画」環境影響評価調査計画書について（答申）

平成27年9月24日付27環総政第580号（諮問第449号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙につきまして、先ほど読み上げさせていただきましたとおりでございます。

以上でございます。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

今、事務局から朗読していただきましたとおり、知事に答申することにさせていただきます。ありがとうございます。

これで答申に係る3件の審議は終了いたしましたので、続いて受理報告に移りたいと思います。事務局から報告をお願いいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の12ページをご覧ください。受理関係について御報告をさせていただきます。

こちらに記載がありますとおり、環境影響評価調査計画書が1件、環境影響評価書が1件、事後調査報告書が4件、変更届が4件、着工届1件を受理しております。

それでは、受理報告につきまして、担当から御説明をさせていただきます。まず1つ目の調査計画書、「（仮称）府中朝日町SC計画」ですけれども、お手元にピンクの冊子が3冊ありまして、その一番薄い冊子が「（仮称）府中朝日町SC計画」の調査計画書でございます。こちらをおめくりいただきまして1ページをご覧ください。

事業者の名称は、株式会社イトーヨーカドーということで、イトーヨーカドーがショッピングセンターをつくるという案件でございます。

なお、本案件につきましては第二部会の委員の皆様にも、今日明日、これから文書によって諮問させていただいて御意見をいただく予定でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

対象事業の種類は、自動車駐車場の設置でございます。

内容の概略ですけれども、府中朝日町三丁目の約4万125㎡の土地に、商業施設の建設と駐車場の設置を行うものでございます。概略としましては、下の表にございますけれども、上

から4行目以降、建築物の概要につきましては、店舗及び駐車場が地上5階地下1階、別棟として地上1階建て、建築面積は約2万7,100㎡、延床面積は約13万4,300㎡、店舗面積はその半分の約7万3,800㎡でございます。最高高さは約25m。主要用途としましては、ショッピングセンターということで、物販店舗、飲食店、駐車場、駐輪場となっております。営業時間は未定で、一部24時間となっておりますけれども、こちらは後ほどまた御説明いたしますけれども、一部1階建てのコンビニの店舗を考えておりますので、そちらが24時間ということで、イトーヨーカドー自体が24時間ということではございません。駐車台数は約1,822台。工事予定期間は平成29年9月～平成32年3月の31ヶ月で、供用開始が平成32年4月を予定してございます。

2ページ、対象事業の目的ですけれども、こちらは調布基地跡地においてショッピングセンターを建設するという事で、あわせて敷地の周囲に緑地等のオープンスペースの確保ですとか、あとは生活利便性の高い都市空間を創出することで、周辺地域と一体となる土地利用を図るとしてございます。

3ページが位置ですけれども、中央に計画地がございまして、ちょうど西側に西武多摩川線の多磨駅がございまして、周辺には、南側に東京外国語大学や警察大学校、東側には武蔵野の森公園、北西側には多磨霊園、南東側には調布飛行場ですとか、味の素スタジアムといったものが周辺にある状況でございます。

4ページがもうちょっと近寄った図でございまして、周囲は北側は都道、西、南、東側は市道の主要な道路ということで、道路に囲まれている土地と、あと南側に飛び地がございまして、その南側に外国語大学があるという状況でございます。

5ページが空中写真でございます。

7ページが配置図です。縦にして見ていただきたいのですが、北側の街区の中央にイトーヨーカドーの主要な店舗、5階建てということでございます。周囲には緑地を多く設けたり、あと歩道状空地为3mとちょっと小さく書いてありますけれども、歩行空間ですとか、そういった周辺に配慮した緑地歩行空間、それから駐輪場等も設けてございます。それから、道路を挟んで南側の街区には、こちらも武蔵野の森公園とつながるような大き目の公園緑地をとっておりまして、その西側に計画建物ということで、ここにコンビニ等が入る予定となっております。

おめくりいただきますと各階平面図ということで、地下1階が駐車場、1階、2階、3階が店舗です。さらにおめくりいただきまして、4階、5階、屋上が駐車場となっております。

さらにおめくりいただきますと、12ページ、13ページが立面図となっております、14ペ

ージが断面図となっております。

14ページを見ていただきますと、1、2、3階が店舗で、それ以外が駐車場となっていることが分かるかなと思います。

さらにおめぐりいただきまして、16ページです。関連車両の主要な走行経路ということで、北側の人見街道、こちらの東側から来るルートと、朝日町通り、スタジアム通り、南側からのルートを想定してございます。北側の都道については、計画地の西側はかなり細い道になってございますので、こちらは通らないという計画にしております。

おめぐりいただきまして、18ページが施工計画になります。施工計画の一番下に工事の工程表がございませけれども、こちらは埋蔵文化財包蔵地になりますので、まず埋蔵文化財の本調査を平成29年9月から始めまして、約1年程度ですね、その間に調査が終わったところは地下の解体をやりまして、埋蔵文化財調査が終わった後に新築工事を行うという予定でございませ。

19ページが工事用車両の主な走行経路ということで、やや見にくいのですが、濃いグレーの矢印で、関連車両と同じような走行経路をとる予定でございませ。

20ページが事業計画の策定に至った経緯ということで、こちらは平成27年1月に財務省の国有財産の払い下げの土地でございまして入札がありまして、こちらの土地をイトーヨーカドーが落札した。先ほど配置図で見ていただいて、やや変な形をしていたと思うのですが、こちらはもう国有財産がこういう形で国が持っていて払い下げを受けたということでございませ。2月には府中市に必要な届出書を出しまして、今年の8月に契約を締結して、土地の引き渡しを受けているところでございませ。

次に、93ページまで飛んでいただきまして、環境影響評価の項目でございませ。環境影響評価の項目につきましては、図に示すような選定手順に従い選定してございまして、選定した項目につきましては94ページに記載がございませ、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガスの9項目でございませ。

97ページが選定しなかった項目及びその理由として、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地盤、地形・地質、水循環、生物・生態系、風環境の8項目となっております、その理由は以下に記載してございませ。

説明は以上でございませ。

○片谷審議会会長 これは第二部会付託になる予定ですが、特に第一部会所属の委員

の方は質問できる最後の機会みたいなことになりますので、もし今、御質問があれば承ります。森川委員、どうぞ。

○森川委員 この土地ですけれども、国からの払い下げということだったのですが、航空機の写真を見ると、木が生い茂っているようですし、もともとここのお住まいの方々などは何か利用されていたということはあるのですか。

○宇山アセスメント担当課長 こちらは、基地として利用された後は、住まいとかは何も、未利用地でずっとありまして、一部資材置き場として貸していたということはあるのですが、長年使われていない未利用地だったということでございます。

○森川委員 では、皆さんは入れない？

○宇山アセスメント担当課長 入れないです。囲われています。

○片谷審議会会長 ほかはいかがでしょうか。小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 今の森川委員の御質問に継続してですが、どれぐらいの間、基地として利用され、その後、今おっしゃられた未利用地という放置をされていたのか。自然を置いておきますと生育していきますので、この緑というのがどういう状態で実際どれぐらいの年限放置されたのかというのが分かったら教えていただきたいと思います。

○宇山アセスメント担当課長 聞いておりますところだと、昭和48年ごろから未利用地としてあるということで、かなり長年未利用地でございます。

東京都にそういった自然地等の確認をする部署がございますけれども、一応そこにも確認をしまして、一般的に自然地ではなくて単なる未利用地ということで、木が確かにありますけれども、重要なものではないということで、そこまで確認を受けているということでございます。

○片谷審議会会長 よろしいでしょうか。

では、ほかに御質問はないようでございますので、次の件に進んでください。

○宇山アセスメント担当課長 引き続きまして、「（仮称）三田小山町西地区市街地再開発事業」の環境影響評価書、また同じピンク色の冊子ですけれども、今度は分厚いほうです。

「環境影響評価書」と書いてあるほうでございます。説明につきましては、本日の資料のほうで説明させていただきたいと思います。13ページでございます。こちらは、先日答申をいただいた後に、こちらの事務局を含めて評価書のほうを検討しておりまして、今回評価書がまとまったということで御説明させていただきます。13ページです。

まず、大気汚染につきましては、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、寄与率

が高く環境基準を超えていることからより一層の保全措置を検討することということで意見をつけましたことに対して、事業者としては、建設機械の集中稼働を行わないよう効率的な工程管理に努める、またアイドリングストップに努める、最後、現場責任者等による定期的な巡視を行うことなどの保全措置を追記をしてございます。

続きまして、騒音・振動ですけれども、工事用車両及び関連車両の走行に伴う騒音の評価において、増加分はわずかとしておりますけれども、周辺では既に環境基準を超えている地点も多くございますので、より一層の保全措置を検討することという意見に対しまして、評価書の記載内容としましては、工事用車両につきましては最大で今載せておりますけれども、さらなる台数の削減に努めていくと。それから、関連車両、特に搬出入車両につきましては、混雑状況に配慮した運行計画ということで、混雑しているときはなるべく来ないようにするとか、それから納品物については集中納品や積載率の向上に努めて、極力搬出入の台数を減らすといったことを追記をしてございます。

それから、風環境につきましては、こちらは住民の意見も多かったところでございますので、より一層の防風対策を検討すること、それから事後調査においてその効果を確認して、適切な対策を講じることという意見に対しまして、評価書においても幾つか防風対策を記載しておりますけれども、今後詳細設計を行いますので、その中でさらに検討を重ねて、建物の形状ですとか、フェンスとか、そういったできるものをさらに検討していくということと、あとは防風対策効果については事後調査において確認し、必要に応じて適切な対策を講じることが環境保全のための措置に追記をしてございます。

それから、風環境の2番目です。防風フェンスの形状が不明確であることから、これを明らかにするとともに、その効果について分かりやすく説明することということで、こちらについては評価書の306ページの下のほうに防風フェンスの写真を載せてございます。一応こういった穴のあいた有孔折板といいますか、こういったものを置いて風を低減させるというものでございまして、それについて説明を追記をしてございます。

それから、14ページ、景観の意見でございます。こちらは、評価の結果において、河川沿いの遊歩道や広場・緑地帯の整備によって評価の指標を満足するとしているのですが、文章だけだと分かりづらいということで、図を用いるなどという意見をつけたことに対しまして、336ページと362ページ、景観と自然との触れ合い、共通のような意見ですので、336ページは景観のほうですね、336ページの中央に河川沿いの遊歩道ということで、今は親水みみたいな形でなくて本当に崖のような川なのですが、こういった形で川に親しみやすい

ようにするということと、362ページのほうは、こちらは計画地の東側から見たところなのですけれども、道路沿道に緑を多く配置するのと、あと、ちょっと見えにくいのですけれども、右側の奥と左側のところに広場を設けて、地域の景観にも配慮しているということでございます。

景観の2番目です。圧迫感の変化の程度において、北街区と比べて南街区を下げることによって起伏のあるラインを形成して、長大な壁面とならないように配慮したと。これも文章で書いてあったのですけれども、図を用いて分かりやすく説明してくださいということに對しまして、337ページにその文章の説明の図です。住宅A棟というのが一番高い棟になりますので、同じような高さのものが並んで圧迫感を増すようなことにならないように、こういった緩やかなスカイラインにしたという説明でございます。

それから、自然との触れ合い活動の場につきましては、こちらは景観のほうで説明させていただきましたとおり、2つのイメージ図を追加したということでございます。

廃棄物につきましては、建設廃棄物の再資源化率を60%としていたのですけれども、建設リサイクル推進計画に基づいて改めて予測・評価してくださいという意見に對しまして、385ページ、386ページに記載がありますとおり、建設リサイクル推進計画に基づいた数値で改めて予測・評価を見直してございます。

それから、廃棄物の2番目、工場の稼働に伴う産業廃棄物の排出量の予測において、当時、金属くずのみを対象としていたのですけれども、ほかにもあるのではないかという意見に對しまして、もともと印刷工場だけを想定していたのですけれども、建設内装業についても計画地に戻ってくる可能性があるということで、こちらについても予測評価を追加をしてございます。

最後に、温室効果ガスですけれども、こちらは類似事例を用いて計画建築物の排出量を計算していたのですけれども、類似事例が本当に類似しているかどうか分かりづらいということで指摘をしたことに対して、やはり類似事例がちょっと類似をしていなかったということで、改めて類似施設を見直した上で予測・評価を見直して、若干排出量が増えてしまいましたけれども、結果としては大きく変わらないという状況でございます。

評価書につきましては以上でございます。

○片谷審議会会長 では、これも御質問をここでお受けしましょう。たくさん意見の出た案件でございますので、評価書で適切な対処がなされたかどうかを確認していただくという趣旨でございますが、何か御質問や御意見があれば承ります。寺島委員、どうぞ。

○寺島委員 意見といいますか、前々から申し上げていることなのではございますけれども、351ページをご覧くださいといふわけではございますけれども、評価の(2)の「工事の施行中」というところに、「計画地内には文化財保護法が規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが」云々と、もし出てきたら対応しますと書いてあるのです。これは以前にも担当課長の方とも何度もお話ししているのですけれども、現行法上こういう表記をするしかないということは十分承知の上で申し上げるのですけれども、江戸遺跡、特に中心部の場には、明治以降に壊されていなければ必ず遺構は存在する。あるかないかは、明治以降の掘削があるかないかなので、どうもこれは引っかかるので、今どうこうということではないのですけれども、将来的に何か表記方法の工夫がないだろうかということをお願いしたいなど。しつこいようではございますけれども、ちょっと発言させていただきました。

○片谷審議会会長 今の件は事務局で記録して、今後の対応に反映できるように記録を残しておいていただくようにお願いします。

今の文化財保護法とアセス条例の規定ですと、出てきたら何か対処しますという趣旨のことにはしかたないわけですね。当然出てくるものという前提で取り組みがされるようにする必要があるというのが寺島委員の御指摘だと思いますので、その辺は今後の対応の中でできるだけ反映させるようにお願いします。

ほかはいかがでしょうか。藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 意見と評価書の反映とはちょっと違ってしまふのですが、385ページに、廃棄物の中ですが、建設発生土に関する記述があります。例によって再利用と有効利用をおそらくこの事業者は混在して使っているように思われますので、事後調査報告においては定義をしっかりと、何について報告をしているのかということを確認した上で、きちんと言葉を使って事後調査をしていただくようにお伝えいただければと思います。

○片谷審議会会長 事務局、よろしいですか。

○宇山アセスメント担当課長 表記がばらばらになっているということだと思ふのですけれども、基本的には有効利用だと思いますので、今後は有効利用ということでもそろえさせていただきます。

○片谷審議会会長 事業者がそれを正しく認識して、単に表記だけばらついてたということならばいいのですけれども、定義をもし誤認しているようなことがあるとまずいので、その辺はよく事務局で確認をしておいてください。

ほかはいかがでしょうか。小堀委員、どうぞ。

○小堀委員 資料の14ページの自然との触れ合い活動の場のところの文言ですが、これを読みますと、古川沿いに親水緑道を、南街区東側に公園を整備するというのだと、ちょっと意味が分からないので、多分これは古川沿いに親水緑道と、というので、公園にという意味ではないかなと思うのですが、ここの正確な意味がとれるような文言にさせていただくのがいいかなと思います。

○宇山アセスメント担当課長 これは古川沿いに親水緑道と、公園とはまた違ったところで、古川沿いというのが西側にありまして、そこに親水緑道をつくって、それから計画地の東側に公園をつくるという意味です。

○小堀委員 363ページの図によりますと、ここに計画地内公園と書いてありますよね。古川というのはどこに位置するのですか。

○宇山アセスメント担当課長 計画地の西側に小山橋があると思うのですけれども、ちょうど首都高2号目黒線の下、これが古川ですね。

○小堀委員 分かりました。ちょっと古川と計画内の公園の位置関係が分からないのと、この文言だと意味がとれないので、変更をお願いできればと思います。

○宇山アセスメント担当課長 これはもう意見を出してしまっていて、今回それを反映して評価書になっております。今後また出てきた案件のときには、もうちょっと分かりやすいようにさせていただきます。

○片谷審議会会長 知事意見の文言がそのまま書かれているはずですので、今からこれを訂正するのは難しいのですが、要は親水緑道と公園というのは別であるということですね。

よろしゅうございますか。ほかに何か御質問はありますか。木村委員、どうぞ。

○木村委員 この評価書では、風環境のところでは防風フェンスを使うということですがけれども、植生とかはかなりの案件で出てくるのですけれども、フェンスを設置するというのは先行事例があるのでしょうかということが最初の質問です。

2番目の質問は、このフェンスの効果というのは、多分風に対してはかなりありそうな気はするのですけれども、今日の私の話としては、しつこいかもしれないのですけれども、暑熱環境に対しては著しい悪影響が出ないのかどうか。その辺について先行事例等があったとしたら、どうなっているか教えていただければと思います。

○宇山アセスメント担当課長 今回フェンスだけというわけではなくて、評価書の291ページの図を見ていただきますと、こちらは基本的には防風植栽によって防風対策をしてございます。一部植栽だけでは弱まらなかった地点がございましたので、北側のこの部分だけ防風フ

ェンスを設けるといふことでございまして、ここだけなので、全体を囲ってしまうとか、そういうわけではございませぬ。

○木村委員 今まで、大規模に防風フェンスでビル風対策をされた事例というのはあるのですか。

○宇山アセスメント担当課長 少なくとも私が見た限りではこういったスポットで、例えばデッキ上にフェンスを設けるとか、そうやってやったケースはありますけれども、大規模にやるというのはいり見たことはございませぬ。

○木村委員 どうもありがとうございます。

○片谷審議会会長 関連する委員として、義江委員は何かコメントをいただけることはありますか。

○義江委員 私もいろいろ見てきましたけれども、そんなに大規模に防風フェンスを設置しているような例はなかったと思います。

今回の場合は、292ページの写真のところにございますように、これはデッキの上なのでか、こういったデッキの上に防風フェンスが局所的に置かれているという感じだと思いますけれども。このフェンスに対して直交方向に近い角度で当たってくる風に対してはかなり効果が高いと思います。

○片谷審議会会長 このぐらいの規模ですと、熱環境に対する悪影響というのはいり大きな心配はないという理解でよろしいですね。

○義江委員 どうなのでしょう。下の地盤レベルの歩行者空間に対してはそんなに影響はないように思いますけれども、このデッキの上というのはいり空間なのか私はいり分かっていないもので。

○片谷審議会会長 風環境としては事後調査の対象になるでしょうから、そのときに可能なら温度もはかってくださいと。後々の事例のためにも、参考データになりそうですから、温度だけならそんなに手間暇、費用もかからないので、木村委員からそういう御指摘がありましたので、可能ならはかってくださいと事業者にお伝えください。

○平手第二部会長 おそらく日照が当たるかどうかというのはいりかなりポイントになると思いますけれども、それは東側ですよ。ですから、午前中あるかどうかということですが、おそらく周辺の状況を見ると、そんなに甚だしく当たるといふことはなからうと思いますので、ですからここはいり問題ないと思います。

ついでに言わせていただきたいことが1点ありまして、先ほどの東京都の八重洲の一丁目、

二丁目の話ですが、若干気になっていることがございまして、先ほどの熱環境の話ですけれども、ここは東京駅の東側ですよ。そうすると、午後に西日がそこに当たって、それで東京駅の前のロータリーあたりがかなり輻射環境として、今でも暑いのですけれども、ちょっとプラスアルファで悪くなるかなという懸念もあります。ちょうど壁のようになりますよね。そうすると、先ほどの熱環境の話がありましたけれども、何かそのあたりのことのケアをやっておいたほうがいい。たまたま今回事業者が同じであるということを考えると、そのあたりのこともやりやすい面もありますから、何かそのあたりを考えていただければいいかなと思ったのですけれども。

○佐藤アセスメント担当課長 西日の輻射は、高層ビルで景観との関係で鏡に近いような形の壁面にしますと、多分東京駅前には相当輻射が出てくると思います。その辺のところは、具体的な壁面の構造とかそういうものは、今後詳細設計が始まってくると思いますので、その際、事業者のように、今の平手委員の御意見を伝えまして、どうするか検討してもらいたいと思います。

○片谷審議会会長 今、事業者は同じという御発言だったのですけれども、厳密には一丁目と二丁目は別事業者です。コンサルタント会社は一緒です。では、それは事務局で対応をお願いします。

では、特にほかに御発言がなければ、次の受理報告に進むことにいたします。

○宇山アセスメント担当課長 それでは、本日の資料の15ページをご覧ください。事後調査報告書でございます。

まず、場所ですけれども、お手元にホチキスどめの「大日本印刷市谷工場整備事業」の事後調査報告書がございますので、おめくりいただきまして2ページが地図になってございます。こちらは、市ヶ谷駅の近くで、防衛省の陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地のちょうど裏になりまして、こちらに大日本印刷の工場がございまして、こちらを今建て替えをしているという事業でございます。

それでは、本日の資料の15ページにお戻りいただきまして御説明させていただきます。事業の種類は、高層建築物の新築と工場の設置です。建て替えですね。規模としましては、敷地面積が約5万4,900㎡、建築面積が約3万6,000㎡、延床面積が約23万7,600㎡、最高高さが約125mということで、用途としましては、事務所、印刷工場、地域開放型施設、駐車場等がございます。工場は24時間稼働、駐車場規模は約600台ということで、工事予定期間につきましては順を追って建て替えておりまして、Ⅰ期が平成21年～平成23年、Ⅱ期が平成24年～平成

27年、現在はⅡ期でございます。Ⅲ期が平成28年～平成30年。供用開始予定は平成31年1月と
なっております。事後調査の区分は、Ⅱ期工事の施行中その2でございます。

調査項目事項につきましては、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、水質汚濁、地盤、温室
効果ガスの6項目でございます。

まず、大気汚染ですけれども、建設機械の稼働に伴う大気質ということで、二酸化窒素の
日平均値の最高値は予測結果及び、こちらは7日間の値なので参考比較ということで、環境基
準を下回っております。期間平均値につきましても予測結果を下回っております。浮遊
粒子状物質につきましても、日平均値の最高値は予測結果、環境基準を下回っておりまして、
期間平均値につきましても同様に予測結果を下回っております。理由としましては、バック
グラウンド濃度が予測時に比べ低下していたことが挙げられるということでございます。

工事用車両につきましても、同様に二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに、予測結果及び参
考比較の環境基準を下回っておりまして、理由も同様にバックグラウンド濃度ということで
ございます。

16ページ、騒音・振動でございます。まず、建設作業騒音ですけれども、建設機械の稼働
時間帯における騒音レベルは、南側と北側ではかかっておりますけれども、南側で61dB～70dB、
北側で59dB～70dBであって、一部の時間帯で予測結果を上回っておりますけれども、勧告基
準は下回っております。予測結果を上回った理由としましては、周辺でかなり多く工事を
やっている状況ということで、近くの下水道工事ですとか他の建設工事等が行われておりま
すので、そういったものの重機や車両の音の影響を受けているということでございます。

振動につきましては、南側で40dB～46dB、北側で31dB～43dBであって、予測結果及び勧告
基準を下回っております。予測を下回った理由としましては、予測のときは同じ地盤面で
予測をしておりますけれども、事後調査時には実際には3m～5m程度掘り下げて作業をしてお
りましたので、振動が伝播しにくい状況であったとしてございます。

続きまして、工事用車両に伴う騒音ですけれども、こちらは騒音レベルは61dB～65dBとい
うことで、4地点で全て予測結果を下回っておりますけれども、No.4地点では環境基準を上
回っております。これは先月の報告でもこういったことがありましたけれども、No.4地点で
はもともと環境基準を上回っている状況で、今回予測を踏まえた事後調査ということで、車
両台数が減っておりますので、予測自体は下回ったのですけれども、まだ環境基準は上回
っているという状況でございます。事業者としては可能な限りNo.4地点については大型車の
走行量を減らす等の調整を行ったということでございます。

工事用車両等の走行に伴う振動ということで、振動レベルにつきましては、昼間43dB～48dB、夜間34dB～42dBで、予測結果をNo.1、No.2で上回って、No.3、No.4では同程度であった。いずれも規制基準を下回ったということでございます。

No.1、No.2地点において予測結果を上回った理由としましては、これは当時、評価書をつくる前の現地調査のときと比べると、交通量自体は減っているにもかかわらず振動レベルが上がっていたという状況だったので、車両の影響ではないということで、事業者のほうで確認したところ、当該前面道路が下水道等の埋設物工事により何度か掘り返されている状況で、まだその完成形ではなくて途中ということで、そういった地盤の状況の変化で振動レベルが大きくなったのではないかとということでございます。

それから、3番、土壌汚染。こちちは印刷工場ということで、土壌汚染を予測しておりますが、実際に土壌を調査した結果、鉛とフッ素が検出されてございます。こちらにつきましては、土壌汚染対策法、環境確保条例に基づき適切に対応ということで、ほとんど掘削除去ですね。一部封じ込めしているところがございますけれども、こちらはⅢ期との関係で、まだ建物が残っているということで、Ⅲ期で建物を壊すときにこちらも全て掘削除去をするということでございます。ということで、Ⅱ期工事分につきましては、拡散防止措置は完了しているということから、本事業の実施が周辺の土壌環境に及ぼす影響はないものとしてございます。

17ページ、4、水質汚濁ですけれども、こちらはもともと地下水汚染が確認されていた地点につきましては予測をしておりますが、事後調査をしております。敷地境界の調査地点では、いずれの項目と書いてありますけれども、こちらは六価クロムとトリクロロエチレンでございます。敷地境界では地下水基準は下回っておりますが、ただ計画地内の土壌汚染等があった地点につきましては、拡散防止措置の実施前には六価クロム及びトリクロロエチレンが地下水環境基準を超過しておりましたけれども、全量掘削除去、水質についても浄化等をいたしまして、その後にはいずれの項目も地下水環境基準値を下回っていた。以上により、予測結果と同様に、汚染された土壌による地下水の水質への影響はないものと考えております。

5番目、地盤でございます。調査期間中における地盤の変動量は、+8mm～-14mmの範囲であり、著しい地盤の変動は見られなかった。また、地下水位の変動量はディープウェルの稼働による影響から、各帯水層で2m～5mの地下水の低下が見られたということで、引き続きモニタリングを行うとともに、必要に応じてディープウェルの稼働調整やリチャージウェルの

設置を行うなど、地下水位への影響の低減に努めるとしてございます。

最後、温室効果ガスですけれども、二酸化炭素の排出量は予測結果を上回ってございます。上回った理由としましては、本事業における算定に当たって使用した排出係数が最近の0.00053t-CO₂/kWhで計算をしているのですけれども、予測に当たって使った排出係数は当時の排出係数で0.000339 t-CO₂/ kWhになりますので、こちらは排出係数が高くなったことで予測を上回ったということでございます。排出係数が高くなった理由は、震災以降、火力発電の比率が高くなっているということでございます。参考に、予測時の排出係数0.000339 t-CO₂/kWhを用いて算出した事後調査結果は、予測結果を下回ったということで、エネルギー消費量についてはかなり下げているという状況でございます。

最後、苦情ですけれども、大気汚染に関する苦情が1件、騒音・振動に関する苦情が14件ございました。大気につきましては、作業に伴うほこりの発生ということで、散水等を行うことによって御理解を得た。騒音・振動につきましては、準備作業時間帯の鉄板敷込みに関する騒音や躯体工事に伴う定期的な騒音などであって、鉄板出しの早朝作業の禁止したり、苦情を言われた方と調整をしまして、作業時間の変更などを行ったということでございます。それから、苦情者に対しては誠意を持って対応し、定期的な定例会等において問い合わせ内容や対応状況を報告し、周知と再発防止を図っているということでございます。

続きまして18ページ、「一般国道16号横浜町田立体建設事業」でございます。こちら、初めにお手元のホチキスどめの事後調査報告書をご覧いただきたいのですけれども、4ページに地図がございます。こちらは東名高速道路の横浜町田インターチェンジから西側がほとんど計画地でございます。現在、平面で国道16号がありますけれども、その上に立体で自動車専用道路をつくるという事業でございます。

18ページにお戻りいただきまして、事業の種類は道路の新設、規模としては延長約1.8km、道路構造は高架構造が約1.6km、盛土（擁壁）構造が約0.2km、工事期間は平成15年度～平成28年度の予定でございます。供用開始は平成28年度の予定ということで、事後調査の区分は工事の施行中その10。調査項目については騒音と振動でございます。

まず、騒音ですけれども、建設作業騒音レベルの工種ごとの最大値は、擁壁工で75dB、基礎杭工で75dBであり、両工種とも予測結果を上回ったが、勧告基準を下回ったということでございます。

上回った理由につきましては、擁壁工につきましては、本日の事後調査報告書の1-7ページに地図があるのでございますけれども、1-7ページの一番上の図3-1(1)を見ていただきますと、測定地

点は道路の敷地境界で、工事につきましては中央のところで行っておりますので、その間に国道16号が通っているということで、建設作業騒音ではなくて、交通量も多い道路でございますので、こちらの音が影響してしまっていて、予測を上回ってしまったということでございます。

それでは、本日の資料にお戻りいただきまして、基礎杭工につきましては、ちょうど工事をしていただいていた周辺店舗から、自動車の販売業者なのですけれども、仮囲いをすると視認性が悪くなるということで、つけなくていいという要望を受けまして、仮囲いを設置しなかったことや、併せまして国道16号からの騒音の影響を受けたということでございます。

振動につきましては、擁壁工では46dB、基礎杭工では54dBであり、基礎杭工は予測結果を下回り、両工種とも勧告基準を下回ったとしてございます。なお、擁壁工につきましては、余り振動の多い建機を使わないということで、予測対象外の工種であったということでございます。基礎杭工で予測結果を下回った理由としましては、振動を抑えた工法の採用や、発動発電機などの振動が発生する機械を道路用地境界から遠ざけるなど、振動を抑えた施工を行ったことが考えられるとしてございます。

苦情についてはなしでございます。

○佐藤アセスメント担当課長 続きまして、本日の資料19ページ、「首都圏中央連絡道路（一般国道20号～埼玉県境間）建設事業」について御説明します。

事業の種類ですが、道路の新設。規模ですけれども、延長及び区間が延長約22.5km。こちらですが、工事期間が平成5年12月～平成24年3月ということで、供用開始は平成24年3月に全面開通しております。事後調査の区分ですが、工事の完了後その2でございます。その1につきましては、平成27年6月に出しております。調査事項等ですけれども、地形・地質、陸上植物、陸上動物、景観となっております。

事後調査報告書は、こちらのうす黄色の冊子になりますが、こちらの18ページをご覧ください。左のほうにあるⅡのところ、高尾山トンネル、こちらが地形・地質の調査範囲でございます。1枚めくっていただきまして19ページ、こちらが実際調査した井戸等の位置図になります。高尾山トンネルの東側の赤い丸が地下水を調査した地点ということで、既存井戸を活用してございます。こちらで調査した結果、地下水位についてほとんど変動が見られなかったということで、地下水及び表流水への影響は軽微であったと考えられます。

続きまして、陸上植物、陸上動物についてですけれども、調査報告書の6ページをご覧ください。全体の位置図になりますけれども、陸上植物、動物の調査地点ですが、工区としまし

てXII、XIIIの部分になるのですが、今回調査しておりますのが日の出インターチェンジからあきる野インターチェンジ間の地域について調査をさせていただきます。

報告書の29ページをご覧ください。植物について、表7.2-6「緑の量の変化」であります。今回地域としまして秋留台地と秋川の2地点を調査しているのですけれども、予測結果との比較を見てみますと、秋留台地につきましては予測結果が-0.6ha減少するのに対しまして、事後調査におきましては5.2ha増加しているということで、予測との差が5.8ha。秋川につきましては、予測時に3.1ha増加するのに対しまして、事後調査は3.0haということで、0.1ha予測より減少してございますが、ほぼ予測と変わらない、増加しているということで、環境への影響は少なかったと考えてございます。

陸上動物についてですけれども、事後調査におきましては、哺乳類としましてタヌキ、イタチなどの5種類を確認しております。予測時にはウサギ、リス、タヌキ、テンなどを確認しております。ほぼ同じような種類数が確認されている。また、鳥類につきましては、事後調査及び予測の時点におきまして、秋川丘陵地域に特に生息地を限定するような固有の種ではなくて、西多摩地区全般に生息しているような種が確認されるということで、生息種、構成には大きな変化はなかったと考えてございます。

景観についてですけれども、報告書の46ページをご覧ください。予測と事後調査時点の写真になりますが、上が予測時になります。上の部分ですけれども、もともとこちらの計画道路ですけれども、掘割構造にしているということで、遮音壁だけが視界にあらわれるのですが、その遮音壁自体も環境施設帯によってつくられている樹林によって隠れるということで、ほぼ影響がない。下が事後調査、実際の状況ですけれども、実際の構造としましては掘割とトンネル構造にしたことによりまして、構造物はほぼ地上には出てきていない。遮音壁につきましても、予測と同様に環境施設帯の中に隠れているということで、地域への影響は少ないと考えてございます。

47ページがあきる野インターチェンジの部分の眺望になりますけれども、下の部分が実際の工事完了後になります。橋梁につきまして、橋脚間隔を広くしたこと、あとは橋桁の空間を広くとっているということで、圧迫感、煩雑さなどが減少しているということで、事業による影響は少ないと考えてございます。

こちらの事業期間中、苦情は特にございませんでした。

続きまして、20ページ、「都宮桐ヶ丘団地（第4期・第5期）建替事業」について御報告いたします。

こちらですが、事業の種類は住宅団地の新設ということで、規模ですけれども、計画区域面積が約45.4ha、住宅戸数ですが、23棟で約2,000戸建設してございます。工事予定期間ですが、平成25年度～平成32年度。供用開始が平成28年度～平成32年度で順次供用するというところでございます。事後調査の区分ですけれども、工事の施行中その1になります。

まず、騒音についてですけれども、こちらのホチキスどめの報告書になりますけれども、6ページをご覧ください。6ページが騒音・振動の調査地点ということで、●の地点Aが騒音の調査地点、B、C、▲が振動の調査地点ということで、Bが工事境界で、Cが敷地境界での測定結果になってございます。

本日の資料にお戻りください。建設機械の稼働に伴う騒音についてですけれども、調査結果の最大値が74dBということで、予測と同程度、また勧告基準を下回ってございました。振動についてですけれども、調査結果の最大値は42dB～44dBということで、こちらは予測結果、勧告基準を下回ってございます。

予測を下回った理由ですけれども、工事工程を見直したことによりまして油圧ショベルの稼働台数が8台から3台に減少している。また、規格も0.7m³から0.5m³というふうになんか小さくしたことが原因と考えられてございます。

2番、環境保全のための措置（土壌汚染）についてですけれども、報告書の25ページをご覧ください。25ページにありますGN02、GW02、こちらにつきまして土壌汚染対策法と環境確保条例に基づきまして地歴調査等をまず行ってございます。その結果、GN02につきましては過去にメッキ工場があったと。またGW02につきましては、過去に火薬庫が存在していたということで、実際の土壌調査を行ってございます。その結果、GN02については土壌汚染は確認されてございません。GW02については鉛が検出されてございます。

26ページの図をご覧ください。GW02を10mメッシュで切りまして、グレーの部分、この1区画で鉛が検出されてございます。26ページの下のところにありますけれども、0.5m～2mの範囲で最大520mg/kgの鉛が検出されてございます。こちらにつきましては、3mの深さまで掘りまして、全部汚染土壌を掘削除去してございます。ということで、土壌汚染対策は既に済んでございます。

続きまして、環境保全のための措置（史跡・文化財）についてですけれども、こちらは28ページにございますので、こちらをご覧ください。こちらにつきましては、GW02街区が小学校の跡地になりますけれども、こちらの工事に当たりまして教育庁と協議した結果、事前に調査してくださいということで調査を行ってございます。

28ページですが、訂正をお願いいたします。旧石器の主な遺構のところ、礫集中部が20になっておりますが、これは22の間違いです。申し訳ございません。

調査結果の概要ですけれども、表にあるような遺構及び遺物が発見されてございます。ただ、本調査期間中に新たな埋蔵文化財は特に発見されてございません。

こちらについては特に苦情はございませんでした。

○宇山アセスメント担当課長 続きます、21ページです。変更届でございます。（仮称）武蔵村山センター新精肉棟新築工事ということで、こちらは工場の変更ということで、今手続として調査計画書が出まして、それに知事意見をつけて今後評価書案に行くという状況だったのですけれども、真ん中の変更理由を見ていただきますと、調査計画書の提出以降、いなげやグループ全体計画における当該計画工場の位置づけについて再検討を行った結果、当初予定していた精肉や惣菜等の加工を行わず、製品の配送や出荷を主体とした事業場を整備する計画に変更することとなったと。以上のことから、製造業から卸・小売業に変更となって、工場立地法の届出の対象外にもなりましたということでございます。

主な変更内容としましては、主要用途で変更前は食品加工業から、変更後は倉庫ということになってございます。

一番下の見直し結果という欄ですけれども、今回の変更に伴って、本事業における主要用途が倉庫になりまして、工場立地法に規定する届出の対象外となることから、東京都環境影響評価条例に「工場の変更」の対象要件として、「製造業で公害型の工場」というのがあるのですけれども、今回、製造業でもないですし、工場でも無くなるということで、今回の変更届をもって東京都環境影響評価手続の対象外になるということでございます。

○佐藤アセスメント担当課長 22ページ、「都営桐ヶ丘団地（第4期・第5期）建替事業」の変更届になります。これは先ほど事後調査で報告したものと同一案件になります。

変更の理由ですけれども、建築関係法令に基づく手続に時間を要したと。また、通学路の安全確保の調整に時間を要したということで、工事着手時期と工事工程が変更されてございます。

変更の概要ですが、2番の表をご覧ください。各欄の下にあります白い箱が変更前、上段にあります黒い箱と黒丸が変更後ということで、上から除却工事の2つ目から4つ目までにありますGN04からGN04（北）が工期が変わってございます。また第4期につきましては、GN02、GW02、第5期につきましては、GE04、GN04（南）・GN05、GN06・GN04（北）の工期が変わってございます。

環境影響評価の再評価の結果ですけれども、大気汚染、騒音・振動につきまして、工事期間が変わったということで、建設機械の稼働台数が変わっている。また、同時期に行われている工区が変わったということで、建設機械の稼働状況が変更しているということで、大気、騒音・振動の見直しを行ってございます。

大気汚染、振動につきましては、予測結果は変更前と後で変わりはありません。騒音につきましては、一部変更前に比べて増加してございます。こちらのホチキスどめの変更届になりますけれども、こちらの36ページをご覧ください。変更前後の騒音の比較でございませぬけれども、下が変更前、上が変更後ということで、まず、工事区域境界につきましては、73dBが76dB、計画地周辺につきましては71dBが76dBと増加してございます。

この理由ですけれども、報告書の32ページ、33ページをご覧ください。こちらは工事内容が変わっておりまして、今回、GN04の南のところでも最大値が出ておりますが、こちらは躯体工事が行われておりまして、下の凡例にあります◇アスファルトフィニッシャー、☆ロードローラ、▼タイヤローラ、これらが予測時になかった機械として動いて思われます。これらが稼働したことによって騒音が上がったと考えられてございます。

あとの項目については特に変更はございません。

続きまして、23ページ、「新可燃ごみ処理施設整備事業」の変更届になります。こちらは今、調査計画書が出ておりまして、今後評価書案が出てくるという案件でございませぬ。規模ですが、所在地が日野市石田一丁目210番地2、敷地面積が約2.9ha、処理能力ですけれども、1日当たり約228t、工事着手予定が平成29年度、供用開始が平成32年度の予定でございませぬ。

変更の理由ですけれども、こちらでもホチキスどめの変更届の4ページ、5ページが施設配置図の変更前と変更後になるのですけれども、変更後、4ページを見ていただきたいのですが、関連する事業として、新たに日野市プラスチック類再資源化施設を計画建物の左側に建てる予定でございませぬ。これをつくることによりまして、プラスチック類焼却量の減少が生じまして、廃棄物の処理量が変わってくる。また、今回、煙突排ガスの拡散効率の向上を図るために煙突の高さを変えてございませぬ。

具体的な変更の内容ですけれども、本日の資料の23ページになりますが、処理能力が変更前の1日当たり約250tが約228tということで、煙突の高さが約59mから約85mに変更になってございませぬ。

評価の見直しについてですけれども、項目として14項目選んでおりまして、そのうちの11項目、大気汚染、悪臭等についてですけれども、こちらにつきまして予測条件の見直しを行

いまして、評価書案の中にその見直しを反映させる予定でございます。

続きまして24ページ、「株式会社村尾組成木工場採石拡張事業」になります。事業の種類ですが、土石の採取ということで、規模ですけれども、事業区域面積が47万4,809.99㎡、採石期間は20年間ということで、これはもともとの採石期間が平成5年から平成25年ということで、こちらにつきましては平成25年11月、平成26年11月、それぞれ1年間の期間延長を行っておりまして、3度目の期間延長でございます。

変更の理由ですけれども、こちらの変更届の7ページをご覧ください。上下に土地利用の計画図の変更前、変更後がありますけれども、下が変更前ですが、変更前の北の部分をよく見ていただきたいのですが、ほぼ横に一直線になっているのですが、変更後を見てみますと、この部分が出っ張っているということで、これは採石場内でのり面の崩落等が生じまして、安全確保のために木を切ったりしていた。その緑地の回復作業をずっとこの3年間で進めてきておりました。引き続き、その緑地回復作業を行うということで、期間を延長してまいります。

また、緑地の回復作業を行っているのですけれども、実は基本的に当初計画の緑地が61.7%を確保しなければいけない計画なのですけれども、現時点で回復可能なのが56.1%ということで、当初計画に満たないということで、新たに残留緑地を事業区域に追加しまして、当初予定の緑地に近づけるという内容でございます。

本日の資料の24ページの変更内容2をご覧くださいなのですが、事業期間を緑の回復のために平成29年3月まで延長いたします。また、事業区域面積ですけれども、新たに残留緑地6.8haを追加したということで、事業区域面積が47万4,809.99㎡となっております。

環境影響評価の見直しについてですけれども、緑地の部分等の面積等が変わっておりますので、環境影響の程度ですが、少ないのですけれども、ある程度変化が認められますので、こちらの事業はNo.102番の事業ですが、こちらにつきまして事業No.297号ということで、この後の計画、採石事業拡張計画がございますので、そちらが現在評価書案まででき上がっております。最終的に今回の予測評価の見直しについては、評価書の中で対応したいと考えております。

以上です。

○片谷審議会会長 ありがとうございます。

では、事後調査と変更届の関係を通して説明していただきましたので、一括して御質問をお受けしたいと思います。順番は定めませんので、御発言いただく際はどの事業の資料の何

ページというふうにおっしゃっていただいて御発言ください。

では、お願いいたします。杉田委員、どうぞ。

○杉田委員 大日本印刷の事後調査報告書の86ページでお伺いしたいのですが、土壤汚染だけではなく地下水汚染も見つかったということで、現在ではもう環境基準を超過している井戸はないと書かれているのですが、そもそも土壤汚染対策は掘削除去をなさったということで、地下水に対して何か対処をされたのかということと、汚染が見つかった井戸が全て撤去となっていますが、井戸が撤去なのか、それとも水を何かされたのかということをお伺いしたい。

それから、汚染物質がトリクロロエチレンですと、非常に長い時間1ヶ所にとどまって、少しずつ地下水を汚染する可能性がありますし、地下水は流れがとても遅いので、今後モニタリングを長期でやっていただきたいと思うのですが、どのぐらいの期間、今後モニタリングをしていただけるのかということをお伺いしたいと思います。

○宇山アセスメント担当課長 まず、どのような処理をしたかということ、その前のページの85ページをご覧くださいと、85ページの中段以降、地下水汚染の対策は以下の手順で実施したということで書いてありまして、①として、汚染が確認された地点は鋼矢板を難透水層まで打って隔離をしたと。②については、土壤を全て掘削をして、釜場揚水を行って、地下水も全て除去をしております。地下水については工場内の排水処理場で処理をした。それから④ですが、鋼矢板の範囲については清浄土を埋め戻して、そのまま舗装をしているということでございます。土も水も全て除去して、きれいなもので埋め直したということでございます。

それから、井戸につきましては、こちらは全部掘削除去をしたので、井戸も全て撤去してしまったということですが、86ページの青丸に枠だけ赤の水位管理井戸の1と2があると思いますけれども、こちら2つを新たに設けまして、その中を一応モニタリングをし続けているということと、あと86ページの下の方で、西側と東側の境界にA-1-7、A-4-4、F-3-9、G-6-7と4カ所、これは現在でもモニタリングを継続している地点でございます。

あと、トリクロロエチレンにつきましては、お隣の87ページをご覧くださいますと、実際に87ページのA3の横の表を見ていただいて、下がトリクロロエチレンなのですが、特にピンクになっているところ、第2号棟付近で、実際に基準値を超過したのは平成19年12月の1回だけですね。0.062mg/Lということで。その後は出ておりませんが、そこも含めて全て掘削除去をして、その下に水位管理用井戸というところで1、2、全てNDということで、

出ていませんで、一応水位管理用井戸につきましてはモニタリングをしましたので、こちらについては終了して、現在は敷地境界4地点で引き続き調査を行っておりますけれども、敷地境界の4地点につきましては、トリクロロエチレンの上の敷地境界というA-1-7からF-3-9のところをずっと右のほうに見ていただきますと、4カ所は現在でもNDで、出ていないということで確認しております、今後も確認していくということでございます。

○片谷審議会会長 よろしいでしょうか。

○杉田委員 水循環と申しますように水は循環しておりますので、地下水を全てくみ上げたというのはちょっと理解しにくいのですけれども、地下水を全てくみ上げたというのはどういう状況なのでしょう。くみ上げると、流れてくると思いますが。

○宇山アセスメント担当課長 一応鋼矢板で全て難透水層まで打って、水が入ってこないようにした上で全部くみ上げたということでございます。

○杉田委員 ありがとうございます。

○片谷審議会会長 ほかの御質問を承ります。佐々木委員。

○佐々木委員 ただいまのことに関連してですけれども、トリクロロエチレンをこれからもモニタリングを続けてくださるということなので、基準値が0.003mg/Lからさらに0.001mg/Lに変更していますので、事業者はその辺をしっかりと定量下限値が下がって、それでモニタリングをお願いしたいと思います。

○片谷審議会会長 では、それは確認をお願いいたします。

では、藤倉委員、どうぞ。

○藤倉委員 本日の一番最後の案件です。本日の資料だと24ページの村尾組の件ですけれども、緑地率が確保できないので、残留緑地、要するに事業区域を増やしてパーセントを上げたというのは実質的な意味がない話で、本当は回復緑地などを上げるべきだと思うのですが、こういう事業用地を広げることでよしということはいいのでしょうか、というそもそも論です。

あともう一つ、広げた事業用地そのものは、この村尾組の土地なのかどうかもあわせて教えてください。

○佐藤アセスメント担当課長 本来ですと、今、藤倉委員がおっしゃったように、回復緑地は現在の事業地内で回復するのが原則ということです。こちらの案件につきましては、自然環境部のほうの自然保護条例にもかかわってくる話なのですが、一応条例上60%を確保しないとこの事業を認めないというのが自然保護の考え方になります。事業が認められませんか

採石ができないので、そこで協議した結果、とりあえず敷地面積を増やしてもいいから60%を確保することという指導に基づいて行っております。

この土地ですけれども、借地になっています。今回拡張した部分ですけれども、実は先ほど御説明しました事業の297、この後の拡張事業の中で取り込む予定の土地でございます。ということで、次の事業の土地を先食いして今回入れているということで、もともとここについては借地権等は既に設定されているという状況でございます。

これにつきましては、本当にこれでいいのかと言われてしまいますと、一応自然保護条例上はこれでよしとなっております。

○片谷審議会会長 悪く言えば数合わせみたいなことになっているわけですが、次の297の案件と合わせて、要するに隣接している用地ですよ、ですから、合わせて満たしていれば許容範囲かなという気もしますので、その辺はそごのないように、自然環境部がちゃんとチェックされていると思いますけれども、一応事務局でも確認はしておいてください。

○佐藤アセスメント担当課長 この案件につきましては、自然環境部と一緒に現地等を見てきております。

ただ、実は、この辺は事業範囲等が変わっておりますので、先ほどの297の評価書案から評価書に向かいまして結構調査内容が変わってきておりますので、その変更内容につきましては、先ほどと同じように、評価書ができ上がった時点で審議会のほうに御報告させていただきたいと思っております。

○片谷審議会会長 お願いいたします。

では、ほかの御質問を承ります。いかがでしょうか。池本委員、どうぞ。

○池本委員 町田の16号の件ですけれども、本日の資料で、騒音が16号の交通量の影響で大きくなったというところがあったと思うのですけれども、私の感覚だと、例えば信号でとまっているときとか、そういうときにはかるようにして、これだといいのか悪いのか分からないので、分かるような状態で測定するようなことを目指していったほうが、見たときにいいのか悪いのかという判断がつくのでいいのかなと感じたので、もし可能であればそのような形でやっていただいたほうがいいのではないかと感じました。

○片谷審議会会長 事務局、いかがですか。

○宇山アセスメント担当課長 国道16号でかなりひっきりなしに走っていて、その地点については本当に少ないサンプルしかとれないので、比較できるほどの数字がとれないということでございます。

○片谷審議会会長 この工事はもう終盤で、遠からず終わるのですけれども、最近苦情は出ていないようですので、最初のころは確かあったと思うのですけれども、少し改善はされているのだらうと思いますが、まだこれは事後調査はありますよね、そのときはできるだけ実態に合ったデータを出してもらおうようにお伝えください。

ほかはいかがでしょうか。

大日本印刷の件で、私はちょっと気になったというか、別にまずいほうではなくて、予測を下回った理由にバックグラウンドが下がったという説明がされているのがあったのですけれども、バックグラウンドの変化にして余りに予測よりも低過ぎるので、これは予測自体が多目に見積もられていたという面と、保全対策の効果がそれなりにあったということのほうが多分大きいと思うのですね。ですから、バックグラウンドが下がったことだけで説明できる差ではないと思いますので、これは多分事業者側としては謙虚に、他が下がったから濃度が下がったということだけで説明しようとしたのだと思うのですけれども、予測は安全側でされていたということと、保全措置をしっかりとやったことである可能性が高そうですから、そういうことは遠慮なくちゃんと事後調査報告には書いていただいたほうが良いと思います。謙虚なのはいいことですけれども、せっかく保全対策をした効果が出ているのだったら、それはやはり言ったほうが良いということだと思いますので、その辺も事業者にお伝えください。

ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。予定の時間にちょうどなりましたので、特にほかに御発言がございませんようでしたら、受理関係についてこれで終わりたいと思います。

ほかに何か審議すべき事項はありますか。

特に御発言はございませんので、本日の審議会としてはこれで終了させていただきます。

(傍聴者退室)

(午後0時00分閉会)